

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<http://onbuds-okazaki.org/>

NO.110

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564) 53-7857 FAX 53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2019. 6 .16

市民オンブズ岡崎

「岡崎の水道を知る」市民講座報告

2019年5月14日（火）午後2時00分から

市民会館中会議室Bで行いました。

会場には会員・非会員合わせて18名の参加がありました。岡崎市上下水道局より6名の職員が来られ、「水道のあれこれ」ということで、男川浄水場DVDを流され、岡崎の水道の歴史や、給水域として男川浄水場が50%、仁木浄水場で25%、額田南部浄水場が1%、愛知県企業庁から北部配水場を通して6%、上地配水場から18%を給水していると話をされました。また、水道料金については独立採算制をとっているため、総括原価方式といって、営業費用一人件費や薬剤費・修繕費・県水からの受水費用・減価償却費、資本費用一支払利息や資材費用などを合算したものと、水道料金収入と均等させるというものだそうです。水道料金の計算方法としては、2ヶ月に一回、北部は偶数月、南部は奇数月に検針しているそうです。

水道局の震災対策として、現在施設の耐震化、緊急遮断弁の設置（配水池からの継ぎ目に設置）、管路の耐震化（現在28%実施）を優先順位を定めて進めているところだそうです。また老朽管の布設替えについては20%の進捗率ということで、今後も進めているところだそうです。

民間の参入について危惧を持たれているようですが、岡崎市が行っている民間委託は従前からの水道法に基づく委託で、施設の維持の一部、電気点検、無人施設の点検などを行っているということでした。また、料金徴収業務や検針業務について民間委託（ヴェオリア社）をしているが、これは地方公営企業法の規定に従っているもので、今回の水道法の改正とは関係ないと強調されていました。

そのご、参加者からの質問に答える形で、水道料金のことや、男川浄水場の建設手法

にPFI手法がとられ、20年間（うち5年間を特定目的会社に5年間委託している）の維持管理を委託をしているけれど、仁木浄水場も含め運転は直営であると答えていました。また、水道料金は、自己水源をもっているから他の自治体より安価になっているようです。水道法の改正の中身について聞かれたが、これについては今のところ詳しいことは知らないのので、明確な答えができないと返答されていました。

時間がせまり、参加者からの質問は後日まとめて、市民オンブズ岡崎が上下水道局にご説明する

いただいた質問⇒回答はゴシック体で示します。

1. PFI法改正（平成30年法律第60号）により、コンセッション制度導入に関し、条例に特別な定めがある場合は、議決が不要であるとする記載がある（内閣府HP）。どういうことか。

⇒当課は当該ホームページについて、ご説明する立場にありませんので回答を差し控えてさせていただきます。

2. 水道料金を総括原価方式で決めるといわれていたが、営業費用のうち、人件費はどの範囲が含まれるのか。

⇒職員の給料、手当、法定福利費等が含まれます。（上水道部門のみ）

3. 「水道料金の負担の公平性の観点から料金体制の見直し」を「水道ビジョン」で掲げているが、具体的にどのような不公平があるのか、また、見直しは具体的にどのようにすべきと考えているのか。

⇒2020年度から2023年度まで現行の料金体系を据え置くこととしています。（水道ビジョンを定めた段階で具体的なプランがあったわけではない）

追加質問

1. ①水道料金は、誰が決めますか？

⇒質問の趣旨が明確でないためお答えできません。なお、水道料金は岡崎市水道事業給水条例により定められています。

②最終責任者は市長ですか？

⇒「最終責任者」の意味するところが明らかでないためお答えできません。

③異議がある場合、市民の意思はどのようにして示すことができますか？

⇒水道料金は議会の議決を経て決定されます。

2. ①何か事情がある家庭に水道の供給を止める場合は、誰が決めますか？

⇒①給水条例（給水停止）

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

（1）水道使用者が料金を指定期間内に納入しないとき

- (2) 給水装置若しくは給水設備の所有者又は水道使用者が正当な理由がなくてメーターの点検又は給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。

②岡崎市で、住民が住んでいるのに給水を停止した例はありますか？

⇒①に該当した場合はあります。

アンケート集約結果については以下のとおりでした。岡崎市上下水道局に文書で渡しました。

要望

1. 今後も水道事業を民間に売らないでください。
2. おいしい水を、安全な水を安価でお願いします。
3. 私たちのために今後ともよろしく頑張ってください。
4. DVDの中で、「塩素で消毒しているから安心ね」と子どもに言わせているが、トリハロメタンの発生等安全ではないところもあるので、子どもに語らせないでほしい。単に塩素を使用していることを事実として知らせてほしい。

講座の評価

出前講座はわかりやすかったですか。（アンケート回答者 8 名）

わかりやすかった…5名

期待した話でなかった…2名

未回答…1名

福社会館は何のために作ったのか？

岡崎市は福社会館から社会福祉協議会及びボランティアセンターを一方向的に追い出し、岡崎市美合町にある勤労文化センターに移転することを既定事実として、各団体の説明会をおこなった。

そこで、市民オンブズ岡崎では、

全く交通弱者の事が考慮されておらず、障がい者団体やボランティア団体等の了承が得られなければ認められないとして、具体的な対策を示すよう要望書を提出しました。

平成 31 年 6 月 10 日

岡崎市長 内田康宏 様

〒 4 4 4 - 0 8 7 9 愛知県岡崎市竜美中 2 - 1 - 8
天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎
代表 渡 邊 研 治

福祉会館の利用についての要望書

日頃、快適な市民生活の実現に向けて努力しておられることに敬意を表します。

さて、岡崎市では福祉行政を進めるにあたって、障害者団体や福祉ボランティア団体等の活動を援助するために、市が会館を提供し、障害者団体やボランティア団体等の会合や連絡調整などに活用されてきました。

今回、岡崎市福祉会館の 1 階 3 階を福祉総合相談窓口とする一方、2 階にあった社会福祉協議会事務所、ボランティアセンターを現在の勤労文化センターに移す計画がボランティア団体に示されました。ボランティア活動機能とそれをサポートしてきた社協など、すべてを福祉会館から移動させる計画になります。

福祉団体やボランティア団体が利用・使用するため、立地条件はとても重要です。

今回、移動予定として示された勤労文化センターは、近隣バス停「光が丘高校前」を通る名鉄バスが昼間には時間 1 本しかありません。利便性が良くありません。また、光が丘高校前からは急角度の地下道を通るか、交差点を南にわたったうえで、東にわたり、更に北に渡るといふ横断歩道を三度渡らなければなりません。更に交差点からは傾斜のきつい歩道を 50m ほど下り、そこから更に 50m ほど路地を入ることになります。

全く交通弱者の事が考慮されておらず、障がい者団体やボランティア団体等の了承が得られなければ認められません。具体的な対策を示してください。



意見表明に「市民オンズ岡崎」を使うのは、やめて！

岡崎市から下記のメールが送られてきました。会では市の「問い合わせフォーム」に意見を送付していません。メール内容がどうあれ、名を騙る今回のような行為は許せません。今後厳しい対応をする場合もあります。

お問い合わせ先：

市民オンズ岡崎 様

下記のとおり、お問い合わせを受け付けいたしました。

※このメールは、市ホームページからお問い合わせをいただいた皆さまに自動的に送信されます。

お問い合わせ先：

秘書課

内容：

こんな人間たちを自治体が支援しているとは常識が欠落しています。

【事実事項】

【汚い】東海オンエアとうんこの関係性についての考察【くさい】

<http://www.monosuki-meshisuki.com/entry/2019/03/18/%E3%80%90%E6%B1%9A%E3%81%84%E3%80%91%E6%9D%B1%E6%B5%B7%E3%82%AA%E3%83%B3%E3%82%A8%E3%82%A2%E3%81%A8%E3%81%86%E3%82%93%E3%81%93%E3%81%AE%E9%96%A2%E4%BF%82%E6%80%A7%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6>

「ネコのうんこコーヒー」 てつやネコのもも美味しいんじゃね！？

https://www.youtube.com/watch?v=WiWTIS2X_IA

社会規範意識の欠落した馬鹿で低俗な動画に一体どんな魅力があるのだろうか？

この者たちの活動において

刑法第230条名誉毀損罪、同法第231条侮辱罪、同法第233条信用毀損及び業務妨害罪にあたると思料する。

脱税容疑で国税庁に告発した。

「面白ければ、法律を無視してもいいはずがない。」

厳罰に処する。

市長はこの事実を認識しているのだろうか？

こんな者たちを「岡崎観光伝道師」として市が認定していいのだろうか？

市長は結果責任を取る事となるだろう。合掌。

例会の案内

7月2日(火) PM7時00分～

岡崎市中央図書館(りぶら) 1F 102B

8月6日(火) PM7時00分～

岡崎市中央図書館(りぶら) 1F 102B